

セメント・同製品製造業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	8~9	台車をラインに乗せる時、車輪のつばがレールに乗っているのに大丈夫と自分で判断し、台車を押したところ、脱線して自分の左足の甲の上に落ちた。	29	30~49
1	17~18	製造工場棟にて、清掃の為クレーンを使用して型枠を移動している時、天上クレーンで鋼製型枠を移動する為にクレーンオペレーターの補助をしていた。その型枠をフォークリフトに積み込む時にオペレーターが押しボタンを押し間違えてしまい型枠の間に指を挟んでしまった。その際、右手で型枠を押さえていたために挟んでしまい、ケガをした。	37	30~49
1	14~15	工場内で、コンクリート製ブロック（練り張りブロック、W1000×L1000×D300mm、重さ370kg）の製造ライン上の型枠のバラシ作業中、型枠のクランプを外す為、製造ラインの傍に立って足を製造ライン下に踏み入れた際、足が滑り深く足が入ってしまい、移動して来た型枠の下部とストッパー部分の間に足を挟まれ負傷した。	58	10~29
1	8~9	ストックヤードにて、大型ダンプカーで砕石を運搬中、自身が運転する大型ダンプカーで運転席から落下し、自身が乗っていた大型ダンプカーに轢かれ死亡した。	56	10~29
2	11~12	会社構内でミキサー車を洗車中にシュート（生コンが出てくる管）部分のカバーに左手の甲を挟み負傷した。	69	10~29
		場内にて20tフォークリフトで部材運搬業務中、当該被災者はフォークリフト業務		

2	11~12	の手元補助に従事していた。第5工場北側ストックヤードに停車し、降車して作業中、他同様フォークリフトが接近してきたため、通路を譲ろうと移動する際に、当該者がフォークリフトに乗車しようとし、転倒した。フォークリフト運転手から当該者が見えておらず、当該者の転倒に気が付かないまま通路を譲る為に移動したフォークリフトの後輪に左脚を巻き込まれ被災した。	56	30 ~ 49
2	15~16	運転中の調合ベルトコンベアのベントプリーに原料が付着してベルトが蛇行していた。運転中のベルトコンベアの下に潜り、付着していた原料を掃除用治具を使用して削り落としていたが、危険且つ、きれいに掃除できないと判断し、立ち上がろうとした際に、フレームを掴み損ねて、誤って左手がベントプリーに触れ、プリーとベルトの間に巻き込まれて被災した。	19	100 ~ 299
3	16~17	脱型作業における緊張ナットの解除をするため、ナットとカプラの位置関係を確認していたときにクレーンを北方向に逃がそうとした際、誤って東のボタンを押してしまい、自分の方向に向かってきたクレーンがPS導入機に衝突し、その勢いでPS導入機とそれを支えるフレームの間に右足の脛部分を挟み負傷した。	56	10 ~ 29
3	11~12	型枠部材を反転時、型枠部材を安全靴の間に左人差し指を挟み切創を負った。	36	50 ~ 99
3	11~12	自社工場内でコンクリート製品用の鋼製型枠を取り外す際に、鋼製型枠の一部（幅70cm、高さ70cm、厚さ10cm）を倒して備え付けの台（高さ40cm）の上に載せる作業がある。今回はその備え付けの台の上に誤って左足を乗せて作業してしまい、倒した型枠と台の間に左足甲を挟み負傷した。	24	30 ~ 49
4	13~14	当社工場内において回転式の選別機の清掃作業中、ドラムが回転し、ドラムと選別機の囲いの間に挟まれた。	57	10 ~ 29
4	13~14	生コンクリート納入現場にて、荷卸後にコンクリートミキサー車のシュート部分を清掃している際、折りたたんであったシュートが急に倒れ、その継ぎ目に左手環指を挟み負傷した。	69	10 ~ 29
		包装機運転中に、充填部で製品が詰まり機器が停止したため、復旧しようと駆動部		

4	14～ 15	分のベルトを確認しようと点検口を覗き込んだ。その時に右手に持っていたハンマーがベルトに当たり、突然動作した為、右手が巻き込まれた。咄嗟に引き抜いたが間に合わず、右手中指が挟まれ被災した。	25	100 ～ 299
5	9～ 10	生コン工場敷地内で、大型コンクリートミキサー車のミキサードラム内に付着したコンクリートを除去する際、ミキサー車の横につけたホイールローダーのバケツに乗ってミキサー内に工具を入れようとした時、ホイールローダーのバケツと腕部の隙間に左手を挟んで負傷した。ホイールローダーのバケツを固定するストッパー部分が摩耗して遊びができていた。	52	10 ～ 29
6	11～ 12	第一工場内で、フォークリフトのエンジンを切らずに降りたところ、フォークリフトが動きだした（ギアが前進に入っていた）ので、エンジンを切ろうとしてフォークリフトの側面とシャッターの柱の間に挟まれて負傷した。	66	1～ 9
6	10～ 11	工場内の受材ホッパー下で泥等を除去中に、泥をドラム缶に移す作業をしていたところ、空のドラム缶を被災者本人が自分の方へ引き寄せた時に、左足の親指に乗り負傷した。	55	10 ～ 29
7	11～12	コンクリートブロックを分割する加工機（スプリッター）で、機械部品の組替え作業を行っているときに装置が稼働する部分の間にあるネジを外すため右手を差し込んだ際に自動運転を解除し忘れていたため、装置が稼働して右手の甲部分を挟まれて裂傷および骨折等のけがをした。	53	10 ～ 29
7	16～17	工場内においてアート側溝横断暗渠（重量：約280kg）の反転作業を、他の作業員と2人で行ってた。右手で製品を支え左手で製品を持ち上げ反転作業を開始した。製品を輪木上に卸す時、製品と輪木との間で右手第2指を挟み負傷した。	46	10 ～ 29
7	14～ 15	工場敷地内に於いて、フォークリフト作業時にツメを差し入れたが、片方のツメが地面と指の間でひっかかったため手で調整しようとした時引っかかっていたツメが落ちてきて指が挟まり、左手中指の第一関節の骨にひびが入った。	36	10 ～ 29
7	17～ 18	屋根と2面の壁がある自社屋外作業場で、生コン運搬車に乗ってコンクリート製品の打設中、運搬車から降り、型枠に取り付けるための専用じょうごを運搬車から降ろそうとした。このとき、運転を止めたあとの運搬車が惰性で動いており、その	38	1～ 9

		運搬車を避けようとしたが、運搬車の下側にある巻き込み防止用の硬質ゴムの下に安全靴ごと左足が入り込んでしまい、骨折した。		
7	9~ 10	パイル脱型場で、パイル母型に付属する継手取付板（φ 80cm、重量50kg位）を転がして移動していた際、床にワイヤーがあったがそのまま転がしたところ、ワイヤーに乗り上げて傾き倒れ、足を挟まれた。	33	10 ~ 29
9	16~ 17	当社生コンプラントにおいて、当日の生コン出荷後、生コンプラントのミキサー部の清掃作業中に右手にミキサー回転翼スイッチ、左手に洗浄銃を持ってミキサー内部を清掃中、誤って洗浄銃と回転翼に挟まり、あせって引き抜こうとしたら逆に手を取られ回転翼に左手を巻き込まれ、左手デクロービング損傷、左環指基節骨骨折を負った。	31	30 ~ 49
9	15~ 16	コンクリートポンプ車の洗車をしている際に、車輻後部にあるコンクリートホッパーに付着した生コンを洗浄するため蓋（鋼板製）を開けてホッパー内に左手を入れて洗浄をしていたが、通常はストッパーで固定をすることとなっているが、すぐに閉めるからとストッパーをしなかったために、強風により蓋が閉まり左手を負傷した。	29	30 ~ 49
9	9~ 10	工場内において、10t生コン車後部荷卸しシュート支柱内のスプリング交換作業を3名で行っていた、シュート支柱を外し内部のスプリングを交換後、シュート支柱を元の位置にセットするため、支柱上部の穴と下部の穴、それぞれに番線を差し込みチェーンブロックをセットする、輪っかを作り、支柱をチェーンブロックで縮めていた、ところが上部に巻いていた番線が切れ縮めていた支柱がスプリングの力で伸び、支柱下部を支えていた手を支柱と地面（コンクリート面）の間に挟み右環指を骨折した。	67	1~ 9
10	9~ 10	工場内において、製品の積み込み段取り作業中、フォークリフト用の延長フォーク（重さ45kg）をフォークリフト用の延長フォーク（重さ45kg）をフォークリフトにセットする際、手で抱えて床に置こうとしたところ、床と延長フォークとの間に指を挟んでしまい負傷した。	65	30 ~ 49
		コンクリート製品を製造現場にてアンカープレートをインパクトレンチを使用し取り外す作業中、ボルトを外す際、通常は少しずつ緩め、少し緩んだところでプレー		10

10	10~ 11	トを抑えて完全にボルトを外していたが、一気にボルトが緩み、「プレートが落下」。落下したプレートが体の（足の）方向に倒れてきたため、足を除けたが間に合わず、プレートが足の上に倒れ挟んだ。	65 ~ 29
11	15~ 16	ブロック検品ライン作業中にブロック押し出し機にブロックが引っ掛かり止まってしまった。停止させて入らなければいけないエリアに停止させずにブロックを取ったところ、ブロックと押し出し機アーム部分（棒状）に右薬指を挟んだ。	10 50 ~ 29
11	5~6	製品切断工程の切断機で製品が詰まり製品板の排除作業中、切断機の電源を切ったが切断刃が惰性で回転していた為、手袋が引っ掛かり巻き込まれてしまった。右手中指第一関節より上切断、右手人差し指を骨折した。	30 35 ~ 49
11	10~ 11	会社敷地内において薪割り機を使用して作業中に、薪を機械にセットする側と機械のスイッチを押して動かす側の安全確認がお互いに不十分だったために機械を動かした結果、薪と機械の間に右手を挟み小指及び薬指を負傷した。	10 71 ~ 29
11	14~ 15	現場において、コンクリート製品を運び、製品を挟み、吊り上げる機械を使い、トラックから荷卸ししていた時、この機会に左手薬指を挟まれ骨折した。	10 70 ~ 29
11	15~ 16	鉄筋加工工場でベンダー機による鉄筋の曲げ作業をしていた際、90度曲げのスイッチを操作すべきところ誤って隣にある180度曲げのスイッチを操作して作業したため、機械が作業者の想定以上に作動し鉄筋を保持していた右手が鉄筋に挟まれて、右手中指を負傷した。	10 40 ~ 29
12	14~15	当社敷地内にて、保管していたH形鋼をクレーン車で移動する作業をしていた際、H形鋼を片付けようとしてH型鋼の隙間に手を入れたところ、押さえていたつかえ棒を誤って離してしまい、その反動でH型鋼に手を挟まれた。	10 44 ~ 29
12	14~15	排水処理場前で、外れてしまったフォークリフトの爪（3本爪の中央）をはめる際、爪のフック部をフォークリフト本体のレールにはめる時に、爪をレールの切り欠き部に手で移動させようと爪を左手で持った事が原因で、爪が切り欠き部にはまった事により爪が下がり、爪と角材の間に左手薬指が挟まり被災した。	30 60 ~ 49
		ミキサードラム内の生コン洗車をする洗い場において、洗車場のベルトコンベア周	

12	13~14	辺を調整・清掃中、コンベア運転中に、コンベア側部の異物を除去しようとした際に、右手作業服の袖口がコンベア下部のローラーに巻きつき、ローラー部に右腕が挟まれ被災した。	52	10 ～ 29
12	13~14	生コンクリートを工事現場に配達中、現場到着後に荷卸しをするため、所定のコンクリート舗装された傾斜のついた道路上で、生コン車から降りて輪止めを設置していたところ、サイドブレーキのかけ方があまかったため、生コン車がひとりでに動きだし、地面と輪止め、タイヤに左手指先が挟まれ、欠損骨折した。	54	1～ 9
12	9~10	第2工場Bゾーンにて、型枠1200×900の脱型作業中に、型枠内枠と下台の間を清掃するために内枠をクレーンで支えずにボールだけで移動したところ、内枠が受板を外れたため、内枠が倒れ下敷となり、右手右足の一部を骨折した。	49	30 ～ 49
12	10~11	工場内建屋内で、コンクリート製品を天井クレーンにて吊り下ろす作業を行っていたところ、製品が横に振れて、隣に置いてあった製品にぶつかりそうになり、製品の陰であったため声で合図をしたが、工場内の騒音で操作者に届かず、製品を支えようとした左手が隣に置いてあった製品との間に挟まれ、左手首を骨折した。	64	50 ～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html